

## 日本中央競馬会職員の懲戒処分の公表基準に関する通達

(令和4年2月25日 理事長達第10号)

(趣旨)

**第1条** この通達は、本会の職員の懲戒処分（日本中央競馬会職員就業規則（平成19年理事長達第40号。以下「就業規則」という。）第38条に規定する懲戒をいう。以下同じ。）を公表する基準を定めることにより、本会の事業運営の適正性及び透明性を確保することを目的とする。

(公表の対象となる懲戒処分)

**第2条** 次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

(公表内容)

**第3条** 公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 懲戒処分の対象となった事案（以下「対象事案」という。）の概要
- (2) 懲戒処分の内容
- (3) 懲戒処分の年月日
- (4) 懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の年齢の区分及び当該被処分者が日本中央競馬会職員給与規程（平成21年理事長達第43号）第2条第1号に規定する管理専門職職員であるかどうかの別

2 前項の内容は、原則として、対象事案に係る個人が識別されない範囲内のものとする。

(公表の例外)

**第4条** 対象事案に係る者（被処分者を除く。）のプライバシー等の権利利益を害するおそれがある場合その他前2条の規定に基づき公表することが適当でないとして理事長が認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、前条に規定する内容の一部又は全部を公表しないことがある。

(公表の時期及び方法)

**第5条** 本会は、公表の対象となる懲戒処分が行われたときは、速やかに、当該処分について「JRAホームページ」に掲載する方法により公表するものとする。

(準用規定)

**第6条** 前各条の規定は、本会の嘱託について準用する。この場合において、第1条の規定中「職員の懲戒処分（日本中央競馬会職員就業規則（平成19年理事長達第40号）第38条に規定する懲戒をいう。以下同じ。）」とあるのは「嘱託の懲戒処分（日本中央競馬会職員就業規則（平成19年理事長達第40号）第38条に規定する懲戒について日本中央競馬会嘱託取扱規則（平成2年人事部制定）第8条の規定により嘱託に準用する懲戒をいう。以下同

じ。)」と、第3条第1項第4号の規定中「懲戒処分を受けた職員」とあるのは「懲戒処分を受けた嘱託」と読み替えるものとする。

**附 則**

この通達は、令和4年3月1日から施行する。

**附 則** (令和7年11月18日理事長達第27号)

この通達は、令和7年11月18日から施行する。